

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議
(2008年10月14-17日 第15回委員会年次会合で採択)

みなみまぐろ保存のための拡大委員会は、

第13回年次会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が自国の漁船監視システムの開発と導入(2006年 VMS 決議)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムが、2007年1月22日から26日に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関神戸合同会合で採択された行動方針において、違法無報告無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関は漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

みなみまぐろ保存条約の第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次の方法で、みなみまぐろを漁獲する船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。
 - a. IOTC 水域で漁業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
 - b. WCPFC 水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2006-06“委員会漁船監視システム”(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
 - c. CCAMLR 水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2006)“衛星中継自動船舶監視システム(VMS)”(当該措置の付属書 10-04/A 及び 10-04/B を含む)に従う。

- d. ICCAT 水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 03-14“ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告”に従う。
 - e. VMS のない公海で操業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1 (a-e)に示した VMS の適用は、関連する委員会が適宜採択するであろういかなる修正とも合致していなければならない。
3.
 - a. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会が承認した書式による VMS サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない。
 - b. 特定の船舶が CCSBT の保存管理措置に反して操業を行ったと疑われる場合には、その船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体であるメンバー及び協力的非加盟国に対し、個別に、VMS データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び協力的非加盟国は、次のいずれかの対応をとらなければならない。
 - (i) 事例を捜査し、VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国に、捜査の詳細を提供する。
 - (ii) 要求したメンバー又は協力的非加盟国に対し、当該船舶に関する VMS データを提供、要求したメンバー又は協力的非加盟国は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は協力的非加盟国に通知する。
4. 拡大委員会は、パラグラフ 3(b)に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意する。
5. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2009 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに SBT 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一する VMS の開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
6. 本決議は、CCSBT 13 で採択した 2006 年 VMS 決議に優先するものではない。

付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国から VMS データを受けとるメンバー及び協力的非加盟国は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又は協力的非加盟国の国会議員及び公務員に提供することができる。
3. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述しなければならない。